

北秋田市で暮らすぞ！フレッシュャーズ応援金交付要綱

令和 3 年 5 月 26 日告示第 104 号

改正 令和 5 年 5 月 30 日告示第 97 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する中学校、高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校等（以下「中学校・高校・大学等」という。）を卒業又は中途退学（以下「卒業等」という。）した後、北秋田市（以下「本市」という。）に住民登録し居住する就労者に対し、新たな社会人生活等を応援するための応援金を交付することにより、若者の定住促進及び地域産業の人材確保による地域活性化を図ることを目的とする。

(対象者の交付要件)

第 2 条 応援金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべての要件に該当する者とする。ただし、北秋田市移住者住まい応援助成金交付要綱（平成 30 年 6 月 21 日北秋田市告示第 99 号）の規定に基づく助成金と重複して交付を受けることはできない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市に住民登録を行っている者
- (2) 中学校・高校・大学等を卒業等した日の属する年度の翌年度末日までに、就労又は起業している者
- (3) 第 1 号及び第 2 号に定めるすべての要件を満たした日から 2 年を超える期間、本市に定住する意欲のある者
- (4) 申請日において、通算して 3 年以上本市に住民登録をしていたことがある者
- (5) 生活保護受給者でない者
- (6) 本市に納付すべき市税、分担金、使用料その他の滞納がない者
- (7) 反社会的勢力等の構成員ではないこと及びこれらの者と密接な関係を有していないこと。
- (8) 過去にこの要綱に基づく応援金の交付を受けたことがない者

(応援金の額)

第3条 応援金の額は、1人あたり10万円とする。ただし、申請日において就労場所が市内の者、又は市内で起業した者の場合は5万円を加算する。

(交付申請)

第4条 応援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北秋田市で暮らすど!フレッシューズ応援金交付申請書(兼同意書)(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 卒業証書の写し(中途退学の場合は退学証明書等の退学を証するもの)
- (2) 就労証明書(様式第2号)(起業者の場合は営業証明書等の起業を証するもの)
- (3) 確認事項及び誓約事項(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、第2条第1号及び第2号に定めるすべての要件を満たした日から1年以内に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、交付の可否を決定し、北秋田市で暮らすど!フレッシューズ応援金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(応援金の請求及び交付)

第6条 応援金の交付決定を受けた者は、北秋田市で暮らすど!フレッシューズ応援金交付請求書(様式第5号)により、応援金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めた場合は、応援金を交付するものとする。

(本市への協力)

第7条 市長は、応援金の交付を受ける者に対し、本市及び移住・定住支援事業の周知などを行うとともに、今後の婚活等の支援を図ることを目的に、次の各号について協力を求めることができる。

- (1) 応援金の活用方法や申請者自身の夢や目標等を市広報誌・ホームページ・SNS等に掲載すること
- (2) 市移住・定住支援室公式SNSアカウントをフォローまたは「いいね」すること
- (3) 本市が開催する出会い創出イベント等に協力すること

(交付決定の取消し等及び応援金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による
応援金の交付の決定を取消（変更）し、応援金交付決定取消（変更）通知書（様式第
6号）により通知するものとする。

（1） 虚偽の申請その他不正な行為により応援金の交付を受けたと認められるとき。

（2） 第2条第1号及び第2号に定めるすべての要件を満たした日から2年以内に
転出したとき。

（3） その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により応援金の交付の決定を取消（変更）した場合において、
既に応援金が交付されているときは、応援金返還命令書（様式第7号）により、その
返還を命ずるものとする。ただし、転勤、結婚及びその他市長がやむを得ないと認め
る理由で転出したときは、返還を求めない。この場合においては、返還不要となる理
由届出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

3 前項の規定による返還額及び返還方法については、別表のとおりとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月30日告示第97号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第8条第3項関係）

返還事由	返還金額	返還方法
虚偽の申請その他不正な行為により応援金の交付を受けたと認められるとき	全額 (要綱第3条ただし書中の加算がある場合は、その加算額を含む。)	返還命令を受けた日から3ヵ月以内に一括返還すること
要綱第2条第1号及び第2号に定めるすべての要件を満たした日から2年以内に転出したとき	1年以内の転出 50,000円 2年以内の転出 20,000円	
市長が不相当と認めたとき	全額 (要綱第3条ただし書中の加算がある場合は、その加算額を含む。)	

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 住 所 北秋田市
氏 名
電 話

北秋田市で暮らすど！フレッシュャーズ応援金交付申請書（兼同意書）

北秋田市で暮らすど！フレッシュャーズ応援金交付要綱第4条の規定に基づき、応援金の交付を申請します。なお、要綱第2条及び第8条に規定する要件を満たしているかを確認するため、申請者の住民登録情報及び市税の納税状況を確認することに同意します。

交付申請額 円

北 秋 田 市 住 民 登 録	
中学校・高校・大学等の名称 及 び 卒業（中途退学）の年月日	名称 年 月 日
就 労 先 の 名 称 及 び 所 在 地 ※	名称 所在地 就労場所（勤務地）
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 卒業証書の写し （中途退学の場合は退学証明書等の退学を証するもの） <input type="checkbox"/> 就労証明書（様式第2号） （起業者の場合は営業証明書等の起業を証するもの） <input type="checkbox"/> 確認事項及び誓約事項（様式第3号） <input type="checkbox"/> その他（ ）

※就労先の所在地と就労場所（勤務地）が異なる場合は、就労場所（勤務地）も記入すること。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

北秋田市長 様

企業等 所在地

名 称

⑩

代表者氏名

電話番号

担当者

就 労 証 明 書

次の者は、下記のとおり就労していることを証明します。

年 月 日現在

フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
就 労 年 月 日	年 月 日
雇 用 形 態 ※該当する項目にレ点、期間を記入	<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用（雇用期間： ～ ）
職 種	
就 労 場 所 （ 勤 務 地 ）	
備 考	

確認事項及び誓約事項

応援金交付申請にかかる下記事項について、確認及び誓約いたします。

※該当する箇所の□にレ点を記入すること

< 確認事項 > 第 2 条関係

- 北秋田市移住者住まい応援助成金交付要綱（平成 30 年 6 月 21 日北秋田市告示第 99 号）の規定に基づく助成金の交付を受けていない。
- 要綱第 2 条第 1 号及び第 2 号に定めるすべての要件を満たした日から 2 年を超える期間、本市に定住する意欲がある。
- 申請日において、通算して 3 年以上本市に住民登録をしていたことがある。
- 生活保護受給者でない。
- 反社会的勢力等の構成員ではないこと及びこれらの者と密接な関係を有していない。
- 過去にこの応援金の交付を受けたことがない。

< 協力いただける内容 > 第 7 条関係

- 応援金の活用方法や申請者自身の夢や目標等を市広報誌・ホームページ・SNS 等に掲載すること。
- 市移住・定住支援室公式 SNS アカウントをフォローまたは「いいね」すること。
- 本市が開催する出会い創出イベント等に協力すること。

< 誓約事項 > 第 8 条関係

要綱第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、返還命令に従い、交付を受けた応援金を返還します。

氏名 _____

北秋田市で暮らすど！フレッシューズ応援金交付（不交付）決定通知書

（申請者）

住 所

氏 名 様

北秋田市長

Ⓢ

年 月 日付けで申請のあった北秋田市で暮らすど！フレッシューズ応援金について、要綱第5条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定事項 交付する ・ 交付しない
- 2 決定事由 申請内容を適当と認める
 その他（ ）
- 3 交付決定金額 _____ 円

<注意事項>

次に該当する場合は、応援金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により応援金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 要綱第2条第1号及び第2号に定めるすべての要件を満たした日から2年以内に転出したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 住 所 北秋田市

氏 名 ㊞

電 話

北秋田市で暮らすど！フレッシューズ応援金交付請求書

年 月 日付け指令北秋産政 により交付決定を受けました、北秋田市で暮らすど！フレッシューズ応援金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 応援金の振込先

金融機関	金融機関名	銀行・金庫 農協・組合			支店名	本店・支店 本所・支所	
	預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他 ()					
	口座番号 (右詰)						
ゆうちょ銀行	店名						
	預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他 ()					
	口座番号 (右詰)						
口座名義		(フリガナ)					

※口座名義については、申請者氏名と一致すること。

※口座が確認できるもの（預金通帳など）の写しを添付すること。

指令北秋産政

年 月 日

応援金交付決定取消（変更）通知書

（申請者）

住 所

氏 名 様

北秋田市長

Ⓜ

年 月 日付け指令北秋産政 で交付を決定した応援金については、要綱第8条第1項の規定により下記のとおり取消（変更）しましたので通知します。

記

- 1 取消（変更）する応援金名称 北秋田市で暮らすど！フレッシューズ応援金
- 2 取消（変更）の事由
- 3 交付決定金額 _____ 円
- 4 取消（変更）後の交付決定金額 _____ 円

北秋産政

年 月 日

応援金返還命令書

（申請者）

住 所

氏 名 様

北秋田市長

ⓐ

年 月 日付け指令北秋産政 で交付を決定した応援金については、要綱第8条第2項の規定により返還を命じます。

記

- 1 返還応援金名称 北秋田市で暮らすど！フレッシューズ応援金
- 2 返還事由
- 3 返還金額
- 4 返還期日

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

北秋田市長 様

申請者 住 所 北秋田市

氏 名

電 話

返還不要となる理由届出書

年 月 日付け指令北秋産政 により交付の決定を受けました、北秋田市で暮らすど！フレッシューズ応援金について、要綱第8条第2項の規定において、下記の理由により応援金の返還が不要となる旨を届け出ます。

応援金の返還が不要となる理由

※事実を証する書類を添付すること。